

低炭素建築物認定手数料

平成26年4月1日施行

1 住戸部分、戸建住宅、長屋

床面積の合計 (㎡)	手数料
150㎡以下	5,000円
150㎡超～400㎡以下	10,000円
400㎡超～	17,000円

2 共同住宅の共用部分

床面積の合計 (㎡)	手数料
面積の規定なし	10,000円

3 非住宅部分

床面積の合計 (㎡)	手数料
300㎡以下	10,000円
300㎡超～	28,000円

- ・変更認定手数料は上記表の1/2
- ・認定基準に変更がない場合、事前審査を受ける必要はありません。
- ・認定と併せて建築基準法の確認を受ける場合及び構造計算適合性判定が必要な場合、それぞれ手数料を加算する。

【共同住宅で床面積95㎡(全住戸部分90㎡+共用部分5㎡)の手数料計算例】

$$\begin{array}{rcl} 5,000円 & + & 10,000円 & = & 15,000円 \\ \text{(住戸部分)} & & \text{(共用部分)} & & \text{(認定手数料)} \end{array}$$